

## 平成25年第2回

### 遠軽町議会定例会会議録（第3号）

平成25年3月13日（水）午前10時00分開議

#### ◎本日の会議に付議した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 7 一般質問

#### ◎出席議員（17名）

副議長	17番	浅水輝彦君	1番	石田通行君
	2番	今村則康君	3番	清野嘉之君
	4番	林照雄君	5番	黒坂貴行君
	6番	松田良一君	7番	岩上孝義君
	8番	山田和夫君	9番	岩澤武征君
	10番	杉本信一君	11番	山谷敬二君
	12番	高橋眞千子君	13番	荒井範明君
	14番	阿部君枝君	15番	奥田稔君
	16番	高橋義詔君		

#### ◎欠席議員（1名）

議長 18番 前田篤秀君

#### ◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	富永史朗君
代表監査委員	村瀬光明君	農業委員会 委員長	石丸政雄君

#### ◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
民生部長	村本秀敏君	経済部長	高嶋朝雄君
経済部技監	松井雅弘君	総務課長	寒河江陽一君

《平成25年3月13日》

企 画 課 長	加 藤 俊 之 君	財 政 課 長	太 田 守 君
保 健 福 祉 課 長	松 橋 行 雄 君	住 民 生 活 課 長	渡 辺 喜 代 則 君
保 健 福 祉 課 主 幹	深 澤 万 喜 子 君	建 設 課 長	中 川 原 英 明 君
会 計 管 理 者	小 野 寺 健 君	生 田 原 総 合 支 所 長	岡 村 宏 君
丸 瀬 布 総 合 支 所 長	工 藤 敏 広 君	白 滝 総 合 支 所 長	池 田 博 利 君
教 育 長	河 原 英 男 君	教 育 部 長	橋 本 健 一 君
教 育 部 次 長	藤 江 敏 博 君	監 査 委 員 事 務 局 長	舟 木 淳 次 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	安 江 陽 一 郎 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	舟 木 淳 次 君

---

◎議会議務局職員出席者

事 務 局 長	伯 谷 正 明 君	庶務・議事担当主任	小 玉 美 紀 子 君
事 務 局 主 幹	河 本 伸 二 君	庶務・議事担当主任	梶 田 淳 一 君

---

◎開議宣告

- 副議長（浅水輝彦君） ただいまの出席議員は17名であります。  
前田議長より、欠席の申し出があります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- 

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

- 副議長（浅水輝彦君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、黒坂議員、高橋眞千子議員を指名いたします。
- 

◎日程第27 一般質問

- 副議長（浅水輝彦君） 昨日に引き続き、一般質問を行います。  
通告7番、阿部議員。

- 14番（阿部君枝君） ー登壇ー

読み上げて通告といたします。

その前に、本文2行目「ヘリコバクター」となっているのですが、「ヘリコバクター」で訂正お願いいたします。

ピロリ菌胃がんリスク判定の町健診事業への導入について。

胃がんを引き起こすとされる細菌ヘリコバクター・ピロリ（ピロリ菌）が原因の慢性胃炎の除菌治療に対し、本年2月から健康保険が適用されることになりました。

これまでピロリ菌除菌の保険適用は、症状が進んだ胃潰瘍や十二指腸潰瘍などにしか認められていませんでした。我が国では、毎年12万人近くが胃がんと診断され、年間約5万人が亡くなっています。しかも50歳以上の45%前後が、ピロリ菌に感染しているとされ、ピロリ菌が胃がんの発がん因子であることがわかっています。

昨年9月の定例会において一般質問をいたしました。ピロリ菌胃がんリスク判定は、簡単な血液検査による「胃がんになりやすいかどうか」をチェックするものです。町民の命を守るため、胃がんの早期発見、予防のために町の健診事業で、ピロリ菌胃がんリスク判定を取り組むべきと考えます。御所見を伺います。

- 副議長（浅水輝彦君） 佐々木町長。

- 町長（佐々木修一君） ー登壇ー

阿部議員の御質問でありますピロリ菌胃がんリスク判定の町健診事業への導入についてお答えいたします。

本町では、がん検診実施のための指針、いわゆるガイドラインに従って健診を行っております。ガイドラインでは、がん死亡率を低下させるための有効性が確立した方法として、国が推奨しているものです。遠軽町の胃がん検診では、ガイドラインで推奨されてい

る胃部エックス線検査を採用しております。ピロリ菌は、胃がん発症のかかわる要因として考えられていますが、現時点でガイドラインにおいては、ピロリ菌の除菌が胃がん死亡率を低下させる効果の実証が不十分としており、個人の判断で受ける検診の方法として位置づけられております。今後の研究や国の新たな指針が示されたときには、その方針に沿って健診を実施していきたいと考えております。

また、40歳以上の日本人成人の8割程度が、このピロリ菌に感染しているとも言われていますが、その中の多くは胃がんを発症していないことから、他の要因が加わって、初めて胃がんのリスクが上昇します。その胃がんの発症リスクを高める要因は、塩蔵の魚、漬物などの高塩分の食品やたばこ、そして高血糖などがわかっています。

現時点での対策としては、生活習慣病対策として実施しております特定健診、特定保健指導等で、食生活・禁煙指導等を行っていくことや現在の胃がん検診を推進していくことが、胃がん予防につながることでありと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（浅水輝彦君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） 今のお話でいきますと、国のガイドラインに沿っていくということで、今は取り上げないとおっしゃったのでしょうか。

○副議長（浅水輝彦君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 現在の段階で、阿部議員が導入してほしいということですが、先ほど申した理由によりまして、今の段階では町の健診としては、導入する考えはないということでございます。

○副議長（浅水輝彦君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） 確かに、国のガイドラインからいけば、今の段階でそこまで推奨していないということでしたが、ですが、医学技術はどんどん毎日、日進月歩と申しますか、進んでいると思うのです。そういうことからいけば、民間の健康診断なんかでは、このリスク判定というか、検査を取り入れている現状はあるわけなのですね。

今回、ピロリ菌除菌が保険適用になったということは、除菌ということの部分からいけば、今回の保険適用に対して認められたというか、こういうリスク段階を含めていくことで、取り込んでいくべきではないかなと、私は思いました。

遠軽町でも結構、春の健診のホームページを見ますと、進めておりますけれども、今現在やっているのはエックス線検査ということで、このエックス線検査はバリウムですね。今、なぜリスク検査を取り入れたらいいのかということは、血液検査で済むからなのですね。今、健康診断というか、特定健診の中では血液検査やっていると思うのですが、やっていますよね。

○副議長（浅水輝彦君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 健診におきまして、血液検査のほうは実施しておりま

す。

○副議長（浅水輝彦君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） 血液検査をやっているということであれば、なおのことなのですけれども、このリスク判定はその時点で、血液検査でやれるということなので、特別絶食をしなくてはいけないとか、バリウムを飲むための我慢をしなければいけないというのですか、そういうことがなく、また、高齢者の方からいけばバリウムを飲むということは、身体的に非常に負担がかかると思うのですよね。そういうことからいけば、このリスク検査というのは非常に簡単かというと、取り入れられていくかと思うのです。その点はどんなふうにとらえていますでしょうか。

○副議長（浅水輝彦君） 深澤保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（深澤万喜子君） まず、血液検査でバリウムよりは負担が少ないということですが、血液検査は胃がん検診としては血液検査というのはやっていなくて、特定健診を受けなければ、特定健診かもしくは前立腺がん検診を受ければ、血液検査をやるということですので、血液検査は希望しなければ血液検査は受けることはできないというのをちょっと補足しておきたいと思います。

それから、バリウムが負担ということですが、血液検査で済むということであることはメリットの一つではあると思いますが、民間で一般的に希望して、される分にはいいですが、健診として確立されていないものを負担が少ないからという理由だけでは、健診事業として取り組むことは、今の段階では難しいのではないかとこのように思っております。

○副議長（浅水輝彦君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） 特定健診の中でというお話ありましたですね、血液検査で、リスク判定を、これはどこの自治体も全部やっているわけではないのです。確かに。だんだんふえていることは間違いなくて、インターネット等を調べていただいてもわかるかと思うのですが、身近なところでまだ進めてはいませんが、遠軽町は特に高齢化が、高齢社会というか、高齢化進んでおります。ですから、50歳以上の45%の方が、どんどんこれからふえていくわけなのですよね。減ってはいきませんので、そういうことからいけば医療費も当然、がんになってから何かをするのではなくて、その前に予防することで、予防の段階から取り入れていくことが一番大事かなと思うのですね。

がん検診、がんを発見するための検査ではないのですけれども、むだな検診をしなくて済むという考え方が取り上げられておまして、私もそれは本当に必要だなと思いました。多分、お調べになっているとは思いますが、リスク検査は大体AからDまでなっていて、その段階はA群がリスクが低い、Dになれば高いと。Aで判断されれば、内視鏡検査はとりあえず必要がない、B群になれば3年に1回、C群になれば2年に1回、Dになればこれはもう毎年受けていただかなければいけないという、そういう段階を持っています。

《平成25年3月13日》

私の調べたあれでは静岡、ちょっと遠いですがけれども、静岡市で取り入れたのは、その間にもあと2行ほど取り入れて、リスク検査をもっと充実させていく。将来的にはバリウム検査というのは、この5年ぐらいで廃止していこうという、そういう動きも実際にあるのが現状です。毎年毎年、医療費が増大していくというのが現状だと思うのです。その点は、減っていつているということはないですよ。

○副議長（浅水輝彦君） 深澤保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（深澤万喜子君） 高齢化により、がん死亡率が増加しているというような一般的なお話でしたけれども、遠軽町でのがん死亡率、標準化死亡率ということで出したのを見ますと、平成2年から11年と平成12年から21年と比べた場合、男女とも平成2年と11年と12年と21年と比べた場合、がん死亡率は減っているというような結果も出ています。

それから、医療費抑制ということですがけれども、東京都のある区では、この健診を取り入れているところもあるのですけれども、実際、この健診をやったら、精検率が何と46%あったというような情報もあり、その中からがんの発見は0.38%ということで、現在、うちでやっている健診だと精検率7%とか9%あたりなのですがけれども、この健診もABC健診をもしやっただとして、精検率が半分近く出てしまうということは、それだけの人に胃カメラをやらなければならないというような問題も出てきますし、むだな健診、精密検査ということにもなり得ますので、そのあたりもはっきりしてからでないと、この健診を取り入れるというのは難しいのではないかとこのように思います。かえってむだな健診、精密検査に結びつくような経過も見ていますので、慎重に取り入れなければならないのではないかとこのように考えております。

○副議長（浅水輝彦君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 先ほどの阿部議員の質問の中で、ピロリ菌胃がんリスク判定を導入することによって、むだな健診をしなくて済むというような趣旨の発言があったというふうに記憶しているのですが、これを導入することによって、今、やっている国なり遠軽町が導入している胃がん健診だとかというのは、むだな健診だというふうに受け取られかねない表現でございますので、ここについては精査の上、しかるべき措置をお願いしたい。

○副議長（浅水輝彦君） 後ほど、議長において精査をいたします。

阿部議員。

○14番（阿部君枝君） むだな検査とおっしゃいましたが、これは逆に毎回やる必要のない人にやる必要もないですね、やる必要がないというか、それがむだでないかと思うのですが、その辺はどうですか。

○副議長（浅水輝彦君） 阿部議員、ちょっと整理して再質問してください。

阿部議員。

○14番（阿部君枝君） では、今、訂正いたします。

《平成25年3月13日》

健診が、段階があるということは、やはりその方たちにとっては毎年受けなくて済むのであれば、健康な方、当然いますよね、その方にとっては受ける必要がないと。段階的に、この段階でこの健診が必要だとか、そういうことを私は遠軽町がいち早くそういうことに、医療機関と協議しながら検討していくべきではないかなと、こんなふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○副議長（浅水輝彦君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 健診のほうでございますが、これはあくまでも基本的には私どもといたしましては、毎年、健診を受けていただきまして、その状態で、がんの発生があるかどうか、そういうのを発見するというのが、早期発見というのが最終的な治療のほうにつながるのだと思っております。

今回の健診につきましては、リスクはあるのですが、それが解消されたとしても全ても何といたしますか、このピロリ菌がなくなったとしても果たして、胃がん等のがんの発生が抑えられたかという形にはならないと思っておりますので、従来どおり、胃がん健診につきましては行っていきたいというふうには考えております。

○副議長（浅水輝彦君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） ここまで私もしつこく言うのは、北海道大学の浅香正博教授がおっしゃっているのですけれども、ピロリ菌による胃がんの98%はピロリ菌だと、ここまでおっしゃっているのですね。ですから、若い世代の人というのは環境も整っていますけれども、私たち50代から60代、それ以後の方というのは衛生的にもよくない状況下の水を飲んだ経緯もあったりして、このピロリ菌が粘膜に生殖しているということがあるということから、この研究が進んでいたのだと思うのですが、そのことが、ことし2月21日に保険適用と、ピロリ菌の保険適用ということになったのですね。

それで除菌に対して、今まで高額なお金を払っていたことが、保険が適用になったということは、これはすごい画期的なことだと思うのです。そのためにはやはりその段階で、皆さん、胃がんというのは身近に危機感を感じ心配をされているのが現状ではないかと。そういうことから考えれば、このリスク検査、がんにかかりやすい、自分がそうなのかなどうかなという検査というのは、あってしかるべきと、そういうふうに思います。

よくガイドラインなり、厚生労働省の云々ということをおっしゃるのですけれども、いち早く遠軽町としては取り上げていただきたいと思っております。体に、身体的に云々といいますが、高年齢の方が誤飲ということもバリウムでは考えられると思うのですが、この点は全然ないでしょうか。

○副議長（浅水輝彦君） 深澤保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（深澤万喜子君） 誤飲の問題ですけれども、ある程度、年齢が高い方には問診を、がんセンターなり保健師なりが問診を密にしまして、そういう危険のある方、もしくはそういうバリウムの検査で何か問題がありそうな方は問診でチェックして、誤飲の可能性のある方にはバリウム検診ではなく、ほかの検診を受けていただくよ

《平成25年3月13日》

うにお進めをしております。

○副議長（浅水輝彦君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） そういうことをされているのであれば、また別なのでしょうけれども、現状、全国的に見て少しずつではありますけれども、エックス線検査というのが、だんだん見直されてきているということも御承知おきいただきたいなと思います。

町長に、最後ですが、御答弁いただきたいのですが、町民の命を守るためにも早期発見・早期予防の形から考えれば、私は何度もしつこいようですが、ピロリ菌検診というのは前向きに取り入れていただきたい。それと、これは無料で云々でなくてもいいと思うのです。例えば、オプションで、特定健診の中に取り入れて、ワンコインという健診方法がありますけれども、そういう形でも取り入れていこうという考え方はありますでしょうか。

○副議長（浅水輝彦君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 先ほど来、担当のほう、それから私が最初に答弁申し上げましたとおり、今の町の健診事業で命をしっかりと住民の方を守ってまいりたいというふうに思っております。

そして基本的には、まず自分の命は自分が守るということも基本であります。そして今オプションの話もございましたけれども、ほかにも命を守るという意味でいけば、胃のピロリ菌だけではなくて、ほかにもオプションもいろいろあるわけです。そういったことの問題も総括的に、そしてまた議員おっしゃるとおり、医学の進歩もございますから、そういったものに注意を払いながら、今後、健診事業が進められていくべきものというふうに理解しております。

以上です。

○副議長（浅水輝彦君） 以上で、阿部議員の質問を終わります。

通告8番、杉本議員。

○10番（杉本信一君） ー登壇ー

それでは通告の順に従いまして、1点について質問をさせていただきます。

コミュニティスクールの導入に関して。

教育委員長は、教育行政執行方針の中で「小・中学校の連続性や家庭地域社会の役割を強化し、学校・家庭・地域社会の三者が広く児童の学習にかかわりながら教育環境を整え、学びの質を高めていく」というふうにおっしゃられておりました。

その目標の実現のためには、平成17年より文部科学省が導入しております「コミュニティスクール制度」、地域運営学校の制度を導入することが最も効果的かと思われませんが、その導入のお考えはないでしょうか。

御答弁のほどよろしく願いいたします。

○副議長（浅水輝彦君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） ー登壇ー

杉本議員御質問のコミュニティスクールの導入に関して、お答えをさせていただきます

《平成25年3月13日》



す。

コミュニティスクールは、保護者や地域の方々が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって、よりよい教育の実現に取り組むことを目的に、平成16年9月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、合議制の組織として制度化されたものであります。現在、文部科学省では、この制度の導入のあり方や充実改善に関する調査研究を行うため、研究校を指定して導入促進に関する研究が続けられているところであります。

遠軽町におきましては、コミュニティスクールは導入しておりませんが、平成15年10月に、学校・家庭・地域が連携、協力しながら一体となって、子どもの健やかな成長を担っていくため、地域に開かれた学校づくりをより一層推進することを目的として、学校評議員制度を導入しているところであります。

これにより、学校や地域の実情に応じて学校運営に関し、保護者や地域住民の意向を把握、反映しながら、その協力を得て学校運営を行っているところでありますので、コミュニティスクールの導入につきましては今後の課題としていましばらく研究・勉強させていただきたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○副議長（浅水輝彦君） 杉本議員。

○10番（杉本信一君） 実はすり合わせを全くしてないので、ここでやりますと言われたら、質問がそこで終わってしまうという、5分で終わるといふその状況を危惧していたのですけれども、期待に添ったお答えをいただきありがとうございます。

これからの研究課題として取り組んでいきたいということなのですが、学校評議員制度、既に導入されております。私の隣の隣にも遠軽高校の学校評議員をやっていた方がいらっしゃいますけれども、ただ、私も長らくPTAという組織にかかわらせていただく中で、なかなか目に見えた成果が、それを求めるのが無理なのかもしれませんけれども、なかなか目に見えた成果が出てきていないという現状も肌で感じている状況であります。

まず一つの目的として、コミュニティスクールを導入する目的として、一つ大きなテーマというのは、何度かこの場でも質問をさせていただきましたけれども、子供たちの学力をしっかりとした学力を身につけるように、そのベースを上げていくということが、一番今求められていることになるのだろうと。少人数学級でやっていければ、もっとその効果も上がってくるのでしょうけれども、現行の国の制度では、それもなかなかままならない状況であります。

やはりその中で地域の方々の学校に対する協力を得ながら、授業に対してもいろいろな意味で協力を得ながら、子供たちにもっともときめの細かい教育を手当てをしてあげるところが、このコミュニティスクールの制度の中から生まれてくるのだろうという

《平成25年3月13日》

ふうに思います。私も正直な話、昨年までこの制度自体勉強不足で知りませんでした。昨年のたまたま文部科学省のこのプロジェクトの推進チームの一員である方から、直接お話をお伺いすることができて、その中でいろいろな意味でメリット・デメリット、両方の部分を聞かせていただいております。

まず、やはり子供たちの学力を上げるために、地域の方々が参画をして、授業にもボランティアという形で参加をしていただいている学校もあると、そういう状況を地域が一丸となって、自分たちの、おらが町の学校を支えていくのだと、そういう風土を醸成していくということが大事なのですけれども、実はそこに至るまでに私も事例をいろいろ研究をさせていただきましたけれども、相当な年数がかかります。

やはりモデル校として指定を受けて2年、3年やった上で正式に立ち上げていく、ほとんどの場合が2年のようですけれども、2年間の指定を受けてやっていく中で、やはり一番大きな課題は、地域の方々がそこに乗ってきてくれるかどうか。要するにその人選も含めて、非常に時間のかかる作業であるということを考えたときに、やはり今からその準備をして町民の方々に、コミュニティスクールというものはどういうものか、それをやればどういうメリットがあるのか、デメリットがあるのかと。そのあたりも全て理解していただいた上で、この制度が導入できるかどうかということ具体的なアクションとして起こしていかないと、間に合わないのではないか、間に合わないという言い方はあれなのかもしれないけれども、やっぱりより早くそこに手をつけていって、そういったシステムを完成させるということが必要だと、私は考えております。

そのためには、今からそういう制度を導入する準備を進めて、教育長に御決断をいただいて、その準備を進めていくということが必要だと思います。

昨年、遠軽高校に、ビデオ・オン・デマンドのシステムを導入させていただいて、町から補助をいただいて、遠軽高校で導入することができました。遠軽高校の子供たちの目的に、目標に向かうところの夢の実現の一助になればということで、そういう制度を導入させていただいております。しかしながら、やはりその夢を追うためには、義務教育の中で小学校、中学校の9年間の中で、確かな学力をしっかりと身につけていないと、その夢にすら、夢を夢にできないという状況が今あると思うのです。

そのためにも御決断をいただきたいと思うのですけれども、教育長、例えば評議員制度をやっている、私が目指していただいている事例は、ほとんどの学校が評議員制度を導入しながら、学校運営協議会という組織をつくってコミュニティスクールを導入しておりますけれども、そこに行くための障害か何かがあるのでしょうかね。そのあたりはいかがでしょうか。

○副議長（浅水輝彦君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） お尋ねの件にお答えをさせていただきます。

遠軽町内の小学校、中学校そして高等学校全てに、現在、学校評議員制度が導入されて、学校教育全般あるいは児童・生徒の校内外の生活等について御意見を伺って、それを

《平成25年3月13日》

学校運営に反映し、現在に至っているわけでありますけれども、議員御指摘のとおり、その制度が十分に機能しているのか、その評価については、私も同感できる部分がないわけではありません。この学校評議員制度の果たす役割とその限界であります。

今、議員御指摘の学校運営協議会というのは、運営協議会が合議のもとに学校の基本的な運営方針等に意見を申し出、あるいは注文をして、示された基本方針を承認するという重い手続を踏むこととなります。加えて、所属する教職員の人事についても、かなり具体的に具申することができるかとされているものであります。

翻って、町内の状況を見てみますと、これはほんの一例でありますけれども、町内のほとんどの学校で、月ごとに発行している学校だよりがあります。これは学校の動き、学校で現在取り組んでいることなどをわかりやすく記述した便りであります。これを通学していない御家庭にも届けることによって、学校のことを理解していただき、そしてさまざまな御意見を頂戴するきっかけにということで、自治会の回覧に供して、実は全ての御家庭に届くような方法を現在取り入れているわけでありますけれども、私の所属する自治会のある方から、「教育長、こんなむだなことはやめろ、誰も読みはせん。手間暇かけて、金をかけて学校の様子なんか知らせる必要なんかない。」と、こういう強い指摘を受けて、私は愕然といたしました。

そういう方々がほとんどだとは決して申しませんが、そういった意識をどうやって変えていくかと、これは極めて重要なことでもあります。このコミュニティスクール、学校運営協議会なるものが目指そうとしているのは、学校・保護者・地域が一体になって、いい方向に持っていかうとすることが狙われているわけでありますけれども、一方、先ほど私がお話させていただいたような事例に見られるように、冷めた目、無関心な方々がもし存在するとすれば、この制度を立ち上げたとしても期待に応え得る活動に継続してなっていくだろうかという心配も、私自身は持っています。

したがって、現状に甘んじるということではありませんが、今、営々と取り組んでいる小学校、中学校、高等学校そして今年度中には具体化されると聞いておりますけれども、北見工業大学との提携も今、具体的に話が進んでいます。遠軽町が全道的にも先駆けて取り入れたこの小・中・高そして大学との連携を具体的に進めることによって、町民各位の教育に寄せる熱意も徐々に上がってくるのではないかと、そういった機運づくりの今、段階にあるのではないかとこの受けとめを私自身しているところであります。

以上です。

○副議長（浅水輝彦君） 杉本議員。

○10番（杉本信一君） 教育長のおっしゃる地域の住民の方々が、そういう機運に乗ってくれるかどうかという部分に関しては、私も全く同感でありまして、これを例えば推進していくということに関しては、それぞれ皆さん価値観が違いますので、教育という部分に関して目を向けていただける方というのは、もしかすると限られているのかなという危惧も確かに。ただ、逆に言えば、こういう制度を遠軽町が北海道の中で先駆けて導入をして

いく、そして遠軽町は子供たちの教育に対して、学校づくりに対して、こういう気概を持って運営していくのだというものが広く住民の皆さんに伝わっていけば、もしかするとマイノリティー、少数派かもしれないけれども、そういう部分に情熱を燃やしてくださっている方々が目を覚ます。そうすると、それがだんだんと波及していく、世の中ってそういうものだと、私は思っている。ですから、先ほど言わせていただいたように、できるだけ早くこの制度を導入して前に進んでいく必要があるのだろうと。

やはり前にも言わせていただきましたけれども、この町の将来を、命運を握るのは今の子供たちだと思っています。彼らが遠軽町に愛情を注いでいただいて、この町の学校を卒業して、それぞれの道をしっかりと進んでいくことが、この町が50年後、100年後残っていくために、非常に必要なことだろうというふうに私は思っております。ですから、できるだけ早い時期に、これを導入していく必要があるのだろうというふうに思います。

先ほど教育長に説明をしていただいた、本来なら私がかもろもろ説明しながら質問に立たなければいけない部分を説明していただいて恐縮なのですが、学校運営協議会を立ち上げたときに、その人数というのは資料によりますと少ないところで10人、多いところで20人超の学校運営協議会の委員の方々を選んで、教育長が言われたように学校長の教育方針、学校経営方針に対して、意見を述べることができるというのがあります。

私は、やはりそこが魅力的だなというふうに思うのですが、なぜかというところ、こういう言い方をすると大変失礼な言い方になるかもしれませんが、学校長にしても教員の方々にしても、長らく学校という組織の中で人生の大半を過ごしていくわけですから、ともすると、何というのかな、世の中の価値観と多少ずれてくる部分も、現実的におつき合いをさせていただく中で肌で感じております。

そこに地域の方々が、学校運営協議会の委員として入ってきて、学校長の次の年度の経営方針に対して、そこはそうではない、ここはもしかするとこうかもしれないという意見を述べるチャンスがあるということは、これは学校を変えていく、今の学校の現状を変えていく大きな力になるというふうに私は思います。

通常、学校運営協議会の委員の方々というのは、もちろん校長、PTA会長、その学校の関係者が入ってきます。地域の例えば自治会長であったり、青年会議所の理事長であったり、商工会の会長であったり、そういう方々がその学校に入ってきますけれども、何例かあるのは、学校に就学する前のいわゆる幼稚園、保育園の保護者の方々、そういう方々がこれから自分たちの子供が学校に入る段階で、それをどんな学校、どんな教育を望んでいるのかということも、意見として取り入れられるというメリットがあるわけですね。だから、そういうことに学校の経営者である校長先生が目を向けられる、意見を聞くことができるということは、今のともすれば閉ざされた社会になり得る可能性のある学校という組織を変えていく起爆剤になるのだろうと、私はこの内容を見ていてそう考えております。

《平成25年3月13日》

ただ、これを研究していくと、文科省の指定を受けるためには、学校、それから校長を初めとする学校の関係者、それから行政、教育委員会、それと道教委の認定も受けなくてはならない。認定という言い方がいいのでしょうか、道教委も中に入っていて、その協議をしていかななくてはならないという手順であります。

先ほど、教育長が言われたように、この学校運営協議会には、ある程度の権限が、責任と権限が与えられている。そのとおりでありまして、人事権にも口をだすことができるという一項目もあります。平成24年度現在でいきますと、全国で、数字間違っていたらごめんなさい。資料を置いてきてしまったものですから、たしか1,186校の指定が受けられていると思います。北海道に関して言うと、三笠市の小学校、中学校の2校だけなのです、全国の中でも極めて少ない北海道ですね、都道府県の中では。やはりこれは推測というか、想像するに、道教委自体がこの制度に乗り気ではないのかなという気もしております。なぜならば、そこに人事権に口を出すことができるという部分があるものですから、口を出すというよりもこれは要望なのだけれども、こういう先生が欲しい、こういったところに力を入れてほしいという、地域の要望として出すことができるということなのですけれども、その部分での抵抗がもしかしてあるのかなというふうに思うわけです。

文科省の担当者、私が話をさせていただいた担当者は、全国の都道府県の教育委員会を回って、何とか皆さん、この制度を推進くださいという活動をされております。その中で実現させるためには、その町の首長、教育委員長、教育長、そして学校長、この方々の熱意がないと絶対に実現しない。なぜならば……。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○副議長(浅水輝彦君) 荒井議員。

○13番(荒井範明君) 杉本議員の大演説中で大変恐縮なのですけれども、一般質問の場は理事者などに対する、問いただす時間なのです。それで御高説を拝聴するのはいいのですが、もう少し手短かに質問してもらわないと、答えるほうも相当エネルギーを使うと思うのです。よろしくをお願いします。

○副議長(浅水輝彦君) 再質問、要点を取りまとめて質問するようにお願いいたします。

杉本議員。

○10番(杉本信一君) その部分で、例えば、これ平成17年度から導入されておりますけれども、かつて聞くところによると、遠軽町でも若干の検討をしたことがあると。そういうお話を聞いておりますけれども、その部分で道教委に対してこの制度の導入に関する問い合わせ等はされたことはありますか。

○副議長(浅水輝彦君) 河原教育長。

○教育長(河原英男君) お答えさせていただきます。

コミュニティスクール、つまり学校運営協議会を設置する学校を指定したいと考えているのでという前提で、北海道教育委員会にお尋ねしたことはございません。

《平成25年3月13日》

以上です。

○副議長（浅水輝彦君） 杉本議員。

○10番（杉本信一君） では、例えば遠軽町の校長会、小学校、中学校校長会の中で学校運営協議会のことに関して、テーブルに乗せて議論はされたことはあるのでしょうか。

○副議長（浅水輝彦君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） お答えいたします。

私が、この職をいただいてから年度ごとに、あるいは年度途中にさまざまな機会を得てお願いしているのは、学校運営協議会を設置することについてお話ししたことはございませんが、現在、導入されている評議員制度の充実については、熱く何度も訴えかけさせていただいております。

以上です。

○副議長（浅水輝彦君） 杉本議員。

○10番（杉本信一君） 先ほど、教育長の御答弁の中で、学校評議員制度が法律的に実効的な成果が得られていない。ということは、教育長もお認めになられたことであるのですけれども、だったらなぜ、その一歩先に進もうとしないのかというのは、非常に疑問に感じるわけですね。

だから、学校評議員の制度の充実ということを訴えかけられてきても、それが例えばどのぐらいの期間やられているのかわからないですけれども、今現在、それが目に見えて変わるところに至っていないのであれば今度は別の手段を考える、というのが常套手段ではないのかなというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○副議長（浅水輝彦君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） 私が、先ほど、学校評議員制度の一定の限界を感じているという趣旨のお話をさせていただきましたけれども、この意味するところは、町内には現在、小・中学校合わせて14校、分校が2校です。それらの学校の規模は、小学校で言いますと一番大きな学校、児童数が平成24年4月1日現在で380名の学校が1校、以下302名、218名、それ以外の小学校にあっては、いずれも60名以下です。中学校にあっては6校ございますが、一番生徒数が多いのが238名、217名、それ以外の中学校は全て50名以下の生徒数です。

学校規模が、町内の小・中学校にあって、このように大きな差があります。60名以下の小学校、あるいは50名以下の中学校にあっては、地域の方々あるいはPTAの方々が、いつ、何どきでも学校に出向いて学校の様子を見ることができし、学校に感じたことを伝えることができると。そういう意味では、日常的に開かれた学校が実現している、そういう中において学校評議員制度をあえてつくる必要があるかという認識も、私自身にはあります。

しかし、これは制度として、全ての学校に学校評議員制度をという形で今動いているものですから、どこの学校にも学校評議員の方々にお力添えをいただいております。しかし、

《平成25年3月13日》

学校評議員の方々からすれば、私たちはいつも日常的に学校のことは知っているよと、あえて招集されて形式的な形で会合を持たれなくても、それらの情報はお互いに行き来されていることが実現しているという認識もあります。そういう意味で、制度そのものの限界を感じているという趣旨で申し上げたのであります。

以上です。

○副議長（浅水輝彦君） 杉本議員。

○10番（杉本信一君） ちょっと私のほうで誤解があったようで申しわけありません。

若干のニュアンスの取り違いもありましたけれども、学校のコミュニティスクール、学校運営協議会の制度に関して言えば、ほとんどの例は、例えば町であれ市であれ全ての小学校、中学校に導入をしているというわけではないようです。

今、言われるように私もそこは同感なのですが、小規模な学校に関して言えば地域の方々が、例えば瀬戸瀬小学校であれば運動会と一緒に参加をされたりだとか、常に学校に足を運んでいただいているということは、それは十分承知の上です。ただ、いかんせん遠軽地区において言えば、大規模校に近い学校の部分では、悪い意味で都会の学校に近づいていってしまっているという印象があります。

ですから、なおのこと学校評議員の制度というものに置きかえて、学校運営協議会という制度を入れてあげる必要があるのではないのかなど。教育長が、それをどこまで実感されているかわからないですけれども、遠軽地区における事例では学校評議員制度というのは、どれだけ機能しているのか、どれだけ実効性があるのかという部分は、遠軽地区に限っては言いづらいかもしれないですけれども、いかがでしょうか。

○副議長（浅水輝彦君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） お尋ねの件にお答えさせていただきます。

遠軽地区の比較的規模の大きな学校における評議員制度の現状をどのように受けとめ、評価しているかということについてのお尋ねであります。実は差し出がましいお願いであるのかもしれませんが、町内に赴任していただく学校のトップリーダーたる校長先生に、次のようなお願いをしています。

それは、縁があって、遠軽町内の学校にお越しをいただきました。ついては校長先生、何年、在圏していただくことになるかは本人が決められるわけではありませんが、在任期間中どのような学校をつくらうとしていますかと。なるべく教育用語を使わないで、わかりやすく、形式も問いませんと。どんな夢と、どんなロマンを持って赴任していただきましたかということ、年度の初めに書面でいただいています。

そして、年度の終わりころには、その夢、そのロマンが何合目あたりまで到達できたのでしょうか。まだ、登山口あたりで難儀しているとすれば、その原因はどのあたりにあったのでしょうか。そして、次の後任者に引き継ぐとすれば、そのことも含めてたすきを託していただいけませんかということで、毎年このような冊子、こんな学校にしたい、そしてこのような学校になりましたという、これは公文書ではありません。私は、学校評議員制

《平成25年3月13日》

度の中における協議の内容を、一定の形式に従った報告を教育委員会としては求めています。それを見る限りは、文面からはどういう状況かということのを的確に読み取ることは不可能です。それが、その種の文書の限界だと思います。

このような自由に形式を問わず、校長先生の思いをつづって、そしてそれが今どういう状況に至っているのでしょうかという、全く番外編のほうがよく伝わってきます。その意味では、各校とも校長先生を中心に、熱心に一生懸命やっていると、私は認識しています。ただ、経験不足、あるいは幾つかの場面で未熟な点が見られる、そういう教員も実際にいます。そういった先生方には機会を捉えて、あなたの課題はここだと思ってくれるけれども、このことをこういうところで研修してみても、あるいは校内に見本とすべき先輩の先生もいるよという形で、かかわりを持たせていただいています。

以上です。

○副議長（浅水輝彦君） 杉本議員。

○10番（杉本信一君） ただいまの文書、校長先生に書いていただく文書が、学校評議員の方々、もしくはPTAの方々等には配付はされているのですか。

○副議長（浅水輝彦君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） 年度当初に考えをいただいている、こんな学校にしたいということは、月々に発行する巻頭文として、学校長名で記事が出ることになっているのですが、その中で4月号、5月号、そして中間ごろの10月号に、それぞれちりばめて「私が考えている学校づくり」、つまり校長が伝わるように「学校だより」の全体計画を立ててお知らせいただきたい。その学校だよりも、月々、私どもの手元に届きますから、それらには記載されております。私のところに届いているそのものが、届いているわけではございません。この精神は、全てのPTAの方々には届けられている、そのように受けとめています。（発言する者あり）それは学校だよりとしては、届いていると思います。

以上です。

○副議長（浅水輝彦君） 杉本議員。

○10番（杉本信一君） そのあたりが、ちりばめられているという状態と、学校だよりの中に、それからそれを地域住民の方に、それがわかりやすいように伝えるということは、若干一番最初の話に戻りますけれども、やはり意識の違いの中では、物の見方の違いの中では、うまく受け入れられていないという現状もあるかと思うのです。ただ、学校運営協議会の制度を導入することによって、学校長の考え方ですとか、学校運営方針が地域住民の方々と同じ議論のテーブルに乗せられるということの意義は、相当大きいと思うのですよ。

それと、地域住民の側にとってすれば意識の温度差というのは、ただ見せられるものと、その運営に参画をしていくということは、当事者になるわけですから、大きな違いが出てくると思う。そこに教員の方々も、何人か参加をしてもらおうというシステムをつくっていけば、ある意味、閉ざされた世界の中にしかいなかった人たちが、地域の方々

《平成25年3月13日》



と、地域はこんなことを望んでいるのだ、この人がこんなことを学校に望んでいるのだということを肌で感じてもらえる、そういうシステムができ上がってくるのだらうというふうに思うわけですよ。

ですから、それを早い段階でつくりあげて、先生方の意識もPTAの方々にお聞きする中では、先ほどの教育長の言葉をかりれば、多少未熟な方々もたくさんいらっしゃるわけですよ。変な話ですけれども。そういう方々と直にお話し合いが持てる、その方々たちも視野をもう少し広げてあげられる、そんな効能もあるのではないかと思うのですけれども、それも見据えた中で学校運営協議会制度というのを早急に立ち上げるべく動いていたことができないでしょうか。いま一度、質問させていただきます。

○副議長（浅水輝彦君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） お答えをさせていただきます。

冒頭の答弁でもお話させていただきましたが、このコミュニティスクール、つまり学校運営協議会の設置については、道内にも2市のようにありますが、道外にも幾つかの都道府県で導入されております。それらも先行例に学びつつ、これから研究、そして勉強させていただきたいと考えています。

以上です。

○副議長（浅水輝彦君） 杉本議員。

○10番（杉本信一君） 町長に、これから言うことを質問することは、もしよくなければ副議長のほうで押さえていただきたいと思いますけれども、町長の方針の中に、教育に力を入れていくという部分の中で、遠軽高校に対して昨年ああいう補助をいただきました。

一つ、大きなこれから成果をつくっていくべき時期に入っていきます。それを踏まえた上で、学校運営協議会制度を導入するために、地域の方々にこんな制度があるのだと、もっと地域の皆さんで、これは遠軽地域に限った話ですけれども、地域の皆さんで学校を盛り立てて、子どもたちにしっかりとした学力、体力を身につけさせようということで、広く町長自身がスポークスマンになって、この制度を宣伝していく、そういう気持ちにはなれますでしょうか。

○副議長（浅水輝彦君） 杉本議員、今の町長に対する質問は、教育行政に対する町の関与に深くかかわってきてまいりますので、町長の答弁を求めるのは、余り好ましくないと思います。

以上で、杉本議員の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終わります。

---

### ◎休会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

3月14日から3月15日及び16日から17日までの4日間は、予算審査及び休日の

《平成25年3月13日》

ため休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(浅水輝彦君) 異議なしと認めます。

したがって、3月14日から3月17日までの4日間は、休会とすることに決定をいたしました。

---

◎散会宣告

○副議長(浅水輝彦君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。

午前11時07分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

副 議 長 浅水輝彦  
署 名 議 員 黒取貴行  
署 名 議 員 高橋真千子